

○消費者庁
国土交通省 告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月二十五日

消費者庁長官 伊藤 明子
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第1～第5 (略)

第1～第5 (略)

別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1～4 (略)	(略)				
	5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級 (二) 戸建ての住宅にあつては1、2、3、4、5、6又は7 (7は建築物エネルギー消費性能	断熱等級

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1～4 (略)	(略)				
	5 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等級	一戸建ての住宅又は共同住宅等	等級 (1) 2、3、4又は5) による。この場合においては、建築物エネルギー消費性能基準等を	断熱等級

(新設)

<p>等級 6</p> <p>熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている</p>	<p>基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）が8地域以外の地域である</p>
<p>等級 6</p> <p>熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号。以下「非住宅・住宅計算方法」という。）別表第10に掲げる地域の区分（1、2、3、4、5、6、7又は8。以下「地域の区分」という。）を併せて明示する。また、等級5にあ</p>

場合に限る。)、共同住宅等にあつては1、2、3、4又は5)による。この場合において、地域の区分を併せて明示する。また、一戸建ての住宅にあつては等級7(地域の区分が8地域である場合)にあつては等級6)、共同住宅等にあつては等級5の場合

つては、外皮平均熱貫流率(単位を $W/m^2 \cdot K$)とし、地域の区分の8地域を除く。)及び冷房期の平均日射熱取得率(地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。)を併せて明示することができる。

	(略)	<p>に、外皮平均熱貫流率 (単位を $W/m^2 \cdot K$) とし、地域の区分の 8 地域を除く。) 及び冷房期の平均日射熱取得率 (地域の区分の 1、2、3 及び 4 地域を除く。) を併せて明示することができる。</p>
6～10 (略)	(略)	

	(略)	
6～10 (略)	(略)	

)

別表 2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
))			
表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること					
(略)					
個別性能に関すること	1～4 (略)				
5	5-	一戸建	等級 (二)	断熱等	外壁、窓等を通

)

別表 2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ま)
))			
表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字	
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること					
(略)					
個別性能に関すること	1～4 (略)				
5	5-	一戸建	等級 (一)	断熱等	外壁、窓等を通

と	1 断熱 等性 等級	ての住 宅又は 共同住 宅等	戸建ての 住宅にあ つては1 、2、3 、4、5 、6又は 7（7は 地域の区 分が8地 域以外の 地域であ る場合に 限る。） 、共同住 宅等にあ つては1 、2、3 、4又は 5）によ る。この 場合にお いては、 地域の区 分を併せ て明示す る。等級 1による ときはそ の理由を	性能等 級	しての熱の損失 の防止を図るた めの断熱化等に よる対策の程度	等級7 熱損失等のより 著しい削減のた めの対策が講じ られている	等級6 熱損失等の著し い削減のための 対策が講じられ ている	(略)
	温熱環境・エネルギー消費量に関すること							

と	1 断熱 等性 等級	ての住 宅又は 共同住 宅等	、2、3 、4又は 5）によ る。この 場合にお いては、 地域の区 分を併せ て明示す る。等級 1による ときはそ の理由を 併せて明 示する。 また、筈 等級5にあ つては、 外皮平均 熱貫流率 (単位を W/m ² ・K)と し、地域 の区分の 8地域を 除く。)及 び冷房 期の平均	性能等 級	しての熱の損失 の防止を図るた めの断熱化等に よる対策の程度	(新設)	(略)
と	温熱環境・エネルギー消費量に関すること						

併せて明示する。
また、二戸建ての住宅にあつては等級7(地域の区分が8地域である場合にあつては等級6)、共同住宅等にあつては等級5の場合、外皮平均熱貫流率(単位をW/m²・K)とし、地域の区分の8地域を除く。)及び冷房期の平均日

日射熱取得率(地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。)を併せて明示することができる。

				射熱取得率 (地域の区分の1、2、3及び4地域を除く。)を併せて明示することができ
	(略)			
6 ～ 10	(略)			
(略)	(略)			

別表 2-2 (略)

	(略)			
6 ～ 10	(略)			
(略)	(略)			

別表 2-2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。